

土浦市告示第 1 1 7 号

令和 7 年度土浦市地域経済循環創造事業費補助金交付要項

(趣旨)

第 1 条 この告示は、地域における経済循環の創造を図るため、地域資源を活かした先進的かつ持続可能な事業を実施しようとする民間事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、土浦市補助金等交付規則（平成 1 3 年土浦市規則第 3 6 号。第 1 2 条及び第 1 4 条において「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業等)

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業（次条において「補助対象事業」という。）は、地域経済循環創造事業交付金交付要綱（平成 2 5 年 2 月 2 7 日付け総行政第 2 9 号総務大臣通知。以下「国要綱」という。）第 1 0 条の規定により市長が交付決定を受けた事業とする。

2 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する法人とする。

(1) 市内に店舗、工場、事業所等を有し、又は設けようとする者であること。

(2) 国税及び市税の滞納がないこと。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第 1 3 項に規定する接客業務受託営業を行わない者であること。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている者でないこと。

3 補助金の交付の対象となる経費（次条第 1 項及び第 8 条第 3 号において「補助対象経費」という。）は、国要綱第 5 条第 1 項に規定する経費とする。

(補助金の額)

第 3 条 補助金の額は、補助対象経費から地域金融機関及び日本政策金融公庫からの融資額（以下「融資額」という。）並びに補助対象事業を行う

者の自己資金の合計額を差し引いた額とし、2,500万円を上限とする。
この場合において、算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助事業の選定)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下この条及び次条において「申込者」という。）は、別に定めるところにより、あらかじめ補助金を交付する事業（以下「補助事業」という。）の選定について市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、補助事業の選定（以下この条において「選定」という。）について土浦市地域経済循環創造事業選定委員会（以下この条において「選定委員会」という。）に付議するものとする。

3 選定委員会は、前項の規定による付議があったときは、別に定める審査基準により、補助事業の適否について審査し、選定を行うものとする。

4 選定委員会は、申込者に対し、プレゼンテーションを行わせ、及びヒアリングを行うものとする。

5 前2項に定めるもののほか、選定に関し必要な事項は、選定委員会が別に定める。

6 選定委員会は、選定の結果を市長に報告する。

7 市長は、選定された補助事業について、国要綱第9条第1項の規定による交付金の交付の申請を行うものとする。

8 市長は、申込者に対し、前項の規定による申請の結果を通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 国要綱第10条の規定による交付決定を受けた事業を行う申込者は、令和7年度土浦市地域経済循環創造事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 事業収支予算書

(2) 工程表その他の補助事業の完了までのスケジュールが分かる書類

(3) 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式（その3の3））

(4) 納税証明書その他の市税の滞納がないことを証する書類

(5) 融資額を確認できる書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは、令和7年度土浦市地域経済循環創造事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(補助事業の内容変更等)

第7条 前条の規定による通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合には、令和7年度土浦市地域経済循環創造事業変更(中止・廃止・承継)申請書(様式第3号)により市長に申請しなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる変更を除く。

ア 補助事業の目的に変更が生じるものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助事業の目的の達成に資すると認められるもの

イ 補助事業の目的及び能率に直接関わりがない細部の変更であるもの

(2) 補助事業に要する経費の配分の変更(補助事業に要する経費の10パーセント以内の額の変更を除く。)をしようとするとき。

(3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

(4) 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。

(5) 融資額を減額しようとするとき。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、承認又は不承認を決定したときは、令和7年度土浦市地域経済循環創造事業変更(中止・廃止・承継)承認(不承認)決定通知書(様式第4号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は令和8年2月28日のいずれか早い日までに、令和7年度土浦市地域経済循環創造事業費補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業収支決算書

(3) 補助対象経費に係る領収書その他の支出の事実を証する書類の写し

(4) 写真、設計図その他の補助事業の成果が分かる書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告があった場合は、その内容を審査し、補助金の額を確定したときは、令和7年度土浦市地域経済循環創造事業費補助金額確定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第10条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、当該通知を受けた日から起算して14日を経過する日までに、令和7年度土浦市地域経済循環創造事業費補助金交付請求書(様式第7号)により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助事業者に補助金を交付するものとする。

(関係書類の保存及び収益状況報告等)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業の完了の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の完了の翌年度から起算して5年間、毎年4月末日までに、令和7年度土浦市地域経済循環創造事業費補助金収益状況報告書(様式第8号)に事業報告書及び事業収支決算書を添えて市長に報告しなければならない。

3 市長は、補助事業により補助事業者に相当の収益が生じた場合であって、国要綱第22条第3項の規定により総務大臣から補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命じられたときは、補助事業者に対し、当該金額の納付を命ずることができる。

(財産処分の制限)

第12条 規則第19条第2号の規定により財産処分の制限をする機械及び重要な器具は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第19条ただし書に規定する市長が補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して定める期間は、総務省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号)第8条に定める期間とする。

(消費税等仕入控除額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了した後に消費税及び地方消費税の

申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助金の交付の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の額及び当該額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額をいう。次項において同じ。）が確定したときは、令和7年度土浦市地域経済循環創造事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書（様式第9号）により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があった場合には、消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（交付決定の取消し等）

第14条 市長は、規則に定めるもののほか、補助事業について次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）補助事業者が、関係法令に違反した場合

（2）補助事業者が、不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

（3）第6条の規定による補助金の交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合であって、国要綱第18条第1項の規定により総務大臣から交付決定の取消しがあった場合

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、令和7年度土浦市地域経済循環創造事業費補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、規則第17条第1項の規定により補助事業者に補助金の返還を命じた場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、同条第2項の加算金又は同条第5項の延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（補則）

第15条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付の決定を受けた者については、第10条から第14条までの規定は、同日後も、なおその効力を有する。